

2023年1月12日

会 員 各 位

公益社団法人滋賀県社会福祉士会
選挙管理委員長 大岡 紳 浩

理事候補者選出に関する公示

下記のとおり、公益社団法人滋賀県社会福祉士会の理事候補者選出を行いますので公示します。

記

1 選出する理事の人数

10人以上13人以内

2 選出する理事の任期

2023年度の通常総会開催日（6月開催予定）から2025年度の通常総会開催日（6月開催予定）まで。

3 立候補に関すること

（1）立候補受付期間

2023年1月26日（木）から2月24日（金）まで。

・郵送による届出とし、締切日の消印を有効とします。

（2）受付先

公益社団法人滋賀県社会福祉士会選挙管理委員会

（公益社団法人滋賀県社会福祉士会事務局内）

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7-8-138 県立長寿社会福祉センター内

（3）立候補者の要件

①正会員であること。

②正会員2人による推薦があること。

③連続して4期再任された役員でないこと

④選挙管理委員でないこと。

（4）立候補の方法

立候補は、別紙「(公社) 滋賀県社会福祉士会理事立候補届」(別紙1) および2人分の「(公社) 滋賀県社会福祉士会理事立候補者推薦書」(別紙2) を選挙管理委員会に郵送で提出してください。

なお、封筒の表面には必ず「立候補届在中」と朱書きしてください。

（5）推薦の方法および人数

立候補者を推薦する会員は、「(公社) 滋賀県社会福祉士会理事立候補者推薦書」(別紙2)

に「推薦する立候補者の氏名」、「推薦理由」等の必要事項を記載して、推薦する会員にお渡しください。

なお、1人の会員が推薦できる会員は1名です。

ただし、選挙管理委員は立候補者を推薦することができません。

(6) 留意事項

- ①立候補届に記載されている「立候補者名」、「会員番号」、「推薦者の氏名」、「主な活動歴」、「立候補理由・抱負」については書面投票にあたり、会員に公表します。
- ②立候補の受付は郵送のみです。FAX、宅配便、電子メールや直接持ち込みは、受付できません。
- ③立候補届と推薦書2通は、必ず一括して送付してください。
- ④立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や届出書類に不備があった場合、虚偽が発見された場合は、立候補は認められません。
- ⑤立候補者数が定数に満たなかった場合、追加立候補を受け付ける公示をします。

4 立候補者の選出に関すること

立候補者数が定員上限の13名を超えた場合は、理事候補者選出のための書面投票を実施します。

なお、定数上限を超えない場合は書面投票を実施せず、理事立候補者をもって理事候補者名簿を作成し、理事会に提出します。

【本件に関するお問い合わせ】

公益社団法人滋賀県社会福祉士会選挙管理委員会
(公益社団法人滋賀県社会福祉士会事務局内)
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138)
県立長寿社会福祉センター内

TEL 077-561-3811

FAX 077-561-3835

E-Mail : shiga2944@sirius.ocn.ne.jp